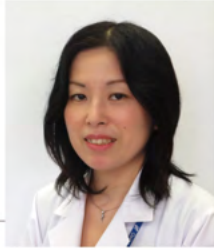


JACR委員会報告 [広報委員会]

井岡 亜希子 理事

琉球大学医学部附属病院
がんセンター



2016年1月より、全国がん登録が開始されました。その根拠法の「がん登録等の推進に関する法律(以下、がん登録推進法)」には、国および都道府県、市町村、医療機関等によるがん登録資料の利活用に関する事項が示されています。

そこで、広報委員会では、会員の皆様が尽力して構築されている都道府県がん情報(①当該都道府県の地域がん登録データ、②当該都道府県の2016年以降の罹患データを含みます)の、利活用及び広報の支援を第一に取りあげたいと考えております。例えば、現在、協議会ホームページ(<http://www.jacr.info/>)を全国がん登録の開始に合わせて、その内容を修正しています。「がん登録とがん登録推進法」(<http://www.jacr.info/about/registry.html>)では、法に記載されている全国がん登録情報、都道府県がん情報、院内がん情報について、実施主体や活用の主体、対象、目的がわかりやすく整理されました(図)。是非、ご覧ください。

都道府県がん情報の利活用及び広報の一助となるよう、情報発信の手法の提案にも取り組みたいと考えております。

がん登録とがん登録推進法

- 1 がん登録推進法では、次の3つのがん登録情報が定義されています。全国がん登録情報と都道府県がん情報は、「ポピュレーションベース(住民ベース)のがん登録」の活動によって、作り出されます。
- 2 がん登録推進法では、国、都道府県、病院・診療所、研究者による情報の活用が示されています。

種類	実施主体	活用の主体	対象	目的
全国がん登録情報	国	国	全国で発生した全がん患者	がんの罹患率、生存率、受療状況を活用した国のがん対策の企画立案の実施
都道府県がん情報	都道府県・国	都道府県	対象地域で発生した全がん患者	がんの罹患率、生存率、受療状況を活用した各県に適したがん対策の企画立案の実施
院内がん情報	病院・診療所	病院・診療所	当該施設で診断・治療を受けた全がん患者	当該施設のがん診療機能の評価と診療内容に関する情報提供

*都道府県がん情報には、①当該都道府県の地域がん登録データ、②当該都道府県の2016年以降の罹患データを含みます。
2016年以降の罹患データは、全国がん登録の中で構築されます。

JACR委員会報告 [教育研修委員会]

柴田 亜希子 副理事長

国立がん研究センター がん対策情報センター
がん登録センター

教育研修委員会では、下記の3事業を展開しています。

- 第一事業:登録データの質の向上
- 第二事業:地域ブロックでの自主的教育・研修活動のサポート
- 第三事業:実務者表彰制度の主担当及び表彰者の選考

委員は、平成24年4月の活動開始時から、私、国立がん研究センター 柴田、栃木県 大木いずみ先生、愛知県 伊藤秀美先生、平成25年3月から、三重県 福留寿生先生、沖縄県 井岡亜希子先生 の5名です。

平成27年度は、第一事業:登録データの質の向上の一環として、Volume XI of Cancer Incidence in Five Continents (CI5-XI)及び International Incidence of Childhood Cancer, volume 3 (IICC-3)への参加支援を、大木先生、伊藤先生のご協力を得て行いました。質問票の回答例の作成と提供、罹患データの編集方法の提供、ご希望のあった10県に対して死亡データと人口データの提供を行いました。第二事業:地域ブロックでの自主的教育・研修活動の一環として、日本公衆衛生学会総会の自由集会の企画運営を本委員会が担当しております。今回は2015年11月に長崎県で開催され、大木先生主導による「全国がん登録への移行」と井岡先生主導による「がん患者に届く情報発信」の2つのテーマについて、全国から37名の参加を得て情報交換、意見交換をしていただきました。第三事業:実務者表彰制度の主担当及び表彰者の選考では、1名の推薦をいただき、審査の結果、表彰に値すると報告させていただきました。

平成28年度は、1月から全国がん登録が開始したことから、教育研修委員会の事業内容の更新を検討しております。JACRに参加してよかったと思っただけの事業は何か、非営利活動法人としてできること、非営利活動法人だからできることを、皆様とともに考えて、実現していければと存じます。